

第 23 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 4 年 5 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 4年 5月 27日 (金) 15時32分～16時29分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件 |
| 日程第3 | 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件 |
| 日程第4 | 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件 |
| 日程第5 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件 |
| 日程第6 | 議案第3号 農地法第4条の規定による意見聴取の件 |
| 日程第7 | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件 |
| 日程第8 | 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件 |
| 日程第9 | 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件 |
| 日程第10 | 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画決定の件 |
| 日程第11 | 議案第8号 現況証明願の件 |
| 日程第12 | 議案第9号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の件 |
| 日程第13 | 議案第10号 令和4年度芽室町農業委員会活動方針の決定の件 |
| 日程第14 | 議案第11号 令和4年度最適化活動の目標の決定の件 |

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穂治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉	10番 谷口 栄治	11番 廣江 英幸	12番 後藤 和則
13番 西川 幹生	14番 相澤 研二	15番 浅井 隆久	17番 浅野 博文

●欠席委員

16番 森本 敏彦

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

●議事録署名委員

14番 相澤 研二 15番 浅井 隆久

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に14番 相澤委員、15番 浅井委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。西川あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○13番（西川委員） 13番 西川。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を5月19日に開催しました。あっせん委員に、道下委員、坂下委員、早苗委員、浅井委員、そして私西川。事務局から藤野局長、竹川係長が出席しています。

当日は、午後2時30分から役場庁舎2階会議室7で事前の協議会を開催し、地区委員の説明のあと現地調査を行いました。

その後、午後4時からあっせん委員会を開催いたしました。それではあっせんの結果について報告します。

番号1番 番号2番とも、あっせんが成立しましたので報告します。詳細は議案記載のとおりです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番については原案のとおり決定します。

以上で議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。ただ今事務局から説明のありました件についてですが、申請地は市街地から西方4kmほど、申請者の住宅の東側になります。今回の申請は親から子への贈与であり、譲受人は地域のリーダー的な役割をもちらながら農業経営を行っており、問題のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） それでは、番号順に採決を行います。まず、番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 相澤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（相澤委員） 14番相澤です。補足説明をします。申請地は、譲受人の自宅敷地、住宅の北側にあり、長年農地として耕作してきましたが、国有地であったため、払下げのための申請となつたものです。譲受人の畠の一部として耕作しており、周囲の農地や農業者に影響少ないと考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林。ただ今事務局から説明があった件ですが、申請地は、渋山8線の10号と11号の間で、譲渡人の住宅の東側、東斜面の畠となります。譲受人は、帶広市愛国町で野菜の生産、加工、販売を行っている農業者であります。譲渡人の農業を後継するものはいないとのことです。申請地付近は、種イモの生産地域であります、譲受人は地域の状況を理解し対応していくとのことです。申請地では、今後豆やカボチャの生産を行う計画であるとのことです。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。以上で議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第4条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあつた案件については、4月27日開催の第22回農業委員会総会においてご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) ただいま、事務局より説明のあつた案件については、4月27日開催の第22回農業委員会総会においてご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) ないと認め番号1番については原案のとおり決定し、準備が整い次第、許可することとします。

○議長(島部会長) 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号2番朗読】

○議長(島部会長) ただいま、事務局より説明のあつた案件については、4月27日開催の第22回農業委員会総会においてご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) ないと認め番号2番については原案のとおり決定し、準備が整い次第、許可することとします。

○議長(島部会長) 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号3番朗読】

○議長(島部会長) ただいま、事務局より説明のあつた案件については、4月27日開催の第22回農業委員会総会においてご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号3番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長(島部会長) ないと認め番号3番については原案のとおり決定し、準備が整い次第、許可することとします。

以上で議案第4号を終わります。

●日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明のあった案件については、4月27日開催の第22回農業委員会総会においてご審議頂いた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め番号1番については原案のとおり決定します。なお、番号1番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関しまして、担当委員であります浅井委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員） 15番浅井。先日現地を確認し貸人から聞き取りを行いました。申請地は道道帯広新得線沿いの貸人に住宅の東側、現在、他の事業者が砂利採取を行っている箇所の続きとなっています。今回の出入り箇所は採取地の北側となり若干坂を上がったところになります。砂利の出る畑であることから砂利採取や不陸修正などを行い優良農地とするものです。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め番号2番については原案のとおり決定します。なお、番号2番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の事務局の説明に関しまして、担当委員であります平林委員より現

地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（平林委員） 9番平林です。先日現地調査を行いました。申請地は、道道清水大樹線の渋山交差点より1.5キロほど西に向い、貸人の住宅方面にあがる道路の横になり、現在火山灰採取を行っている箇所に続きになります。特別問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号3番について、申請のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め番号3番については原案のとおり決定します。なお、番号3番については、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答があり次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

●日程第9 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 浅井委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○15番（浅井委員） 15番浅井。先日現地調査を行いました。西士狩北5線の申出者の住宅のすぐ西側になります。申出者は、数年前に借地が大幅に拡大し、機械類の大型化や数が増えたことにより新たな格納施設が必要となりました。これまで道路から住宅のすぐ脇を抜けて倉庫などに向かっていましたが、通路幅が狭いこともあります。新たに住宅に西側の通路を設け、生活部分との分離を行うことになります。特に問題のない案件であると思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。以上で議案第6号を終わります。

●日程第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号11番から整理番号15番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、茅室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号11番から15番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号11番から整理番号15番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。まず整理番号11番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号11番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号12番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号12番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号13番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号13番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号14番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号14番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号15番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号15番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第5号を終わります。

●日程第11 議案第8号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第8号 現況証明願の件を議題といたします。それでは、番号1番 から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第8号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があつたので審議を求める。

【番号1番から番号3番朗読】

○議長（島部会長） 次に、廣江現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○11番（廣江委員） 11番廣江。5月16日に現地調査委員会が開催されました。調査委員は 坂下委員、相澤委員、浅井委員、と私廣江、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。午前9時より役場会議室で開催され事務局、担当委員から説明があつた後、現地地調査を行いました。

現地調査の結果、番号1番 番号2番 番号3番とも「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。まず番号1番について、現地調査委員長のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、現地調査委員長のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、現地調査委員長のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第8号を終わります。

●日程第12 議案第9号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第9号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の件を議題といたします。それでは、議案について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第9号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の件。芽室町農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について審議を求める

る。

【資料説明】

○議長（島部会長） ただ今事務局から説明がありました件については、先般の農業委員会協議会において農政部会で協議するものとしたものです。今回、農政部会で協議し提案のあったものです。この件について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。発言がないようですので質疑を終わります。続いて、採決を行います。議案第9号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議がないものと認め、議案第9号については原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第9号を終わります。

●日程第13 議案第10号 令和4年度芽室町農業委員会活動方針決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第13 議案第10号 令和4年度芽室町農業委員会活動方針決定の件を議題といたします。それでは、議案について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(竹川) 議案第10号 令和4年度芽室町農業委員会活動方針決定の件。芽室町農業委員会活動方針を次のとおり策定したいので審議を求める。

【資料説明】

○議長（島部会長） ただ今事務局から説明がありました件については、先般の農業委員会協議会において農政部会で協議するものとしたものです。今回、農政部会で協議し提案のあったものです。この件について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。発言がないようですので質疑を終わります。続いて、採決を行います。議案第10号、令和4年度芽室町農業委員会活動方針について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議がないものと認め、議案第10号については原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第10号を終わります。

●日程第14 議案第11号 令和4年度最適化活動の目標の決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第14 議案第11号 令和4年度最適化活動の目標の決定の件を議題といたします。それでは、議案について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(竹川) 議案第11号 令和4年度最適化活動の目標の決定の件。芽室町農業委員会の令

和4年度の最適化活動の目標の決定について審議を求める。

【資料説明】

○議長（島部会長） ただ今事務局から説明がありました件については、先般の農業委員会協議会において農政部会で協議するものとしたものです。今回、農政部会で協議し提案のあったものです。この件について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。発言がないようですので質疑を終わります。続いて、採決を行います。議案第11号、令和4年度最適化活動の目標について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議がないものと認め、議案第11号については原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第11号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、茅室町農業委員会第23回総会を閉会いたします。

(16時29分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 5月27日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員